(6) 死亡したとき

組合員が公務外で死亡したとき又は被扶養者が死亡したときは，下記の書類を提出

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 共　　済　　組　　合 | 本人死亡 | ・埋葬料（同附加金）請求書 （共済互助会ｼｽﾃﾑより出力）  ・死体火（埋）葬許可書（写）  ・埋葬に要した費用の領収書（被扶養者がいない場合）  ・組合員異動報告書 （共済支部HPよりﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ）  ・組合員証及び被扶養者証等  ・遺族年金の請求書（該当があれば共済組合から書類が送付されてくる）  ・医療費関係の書類（同上）  ・弔慰金請求書（非常災害の場合） |
| 被扶養者死亡 | ・家族埋葬料（同附加金）請求書 （共済互助会ｼｽﾃﾑより出力）  ・死体火（埋）葬許可書（写）  ・被扶養者証等  ・被扶養者取消申告書 （共済支部HPよりﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ）  ・家族弔慰金請求書（非常災害の場合） |
| 互　　助　　会 | 本人死亡 | ・死亡弔慰金請求書 （互助会HPよりﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ）  死亡した会員に，18歳未満の扶養すべき子がいるときは，子の年齢に応じて，18歳に達するまでの年齢１歳につき献花料として一定額を給付 |
| 配偶者死亡 | ・死亡弔慰金請求書 （共済互助会ｼｽﾃﾑより出力） |
| 「氏」を同じくする親が死亡 |
| 子が死亡 |

(7) 結婚したとき

結婚したときは下記の書類を提出

|  |  |
| --- | --- |
| 共　済　組　合 | ・組合員証記載事項変更申告書（変更があったとき） （共済支部HPよりﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ）  ・組合員証（変更があったとき）  ・給付金等口座変更届（変更があったとき） （共済支部HPよりﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ）  ・被扶養者認定申告書（配偶者が被扶養者になる場合） （　　　　　〃　　　　　）  ・　　　　〃　　　 に係る添付書類  ・国民年金第３号被保険者関係届（配偶者が被扶養者になる場合） （共済支部HPよりﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ） |
| 互 | ・結婚祝品請求書 （共済互助会ｼｽﾃﾑより出力）  ・戸籍抄本 |

(8) 転居（住民票を異動）したとき

|  |  |
| --- | --- |
| 共済 | ・組合員証記載事項変更申告書 （共済支部HPよりﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ）  ・国民年金被保険者住所変更届（被扶養配偶者が転居した場合） （　　　　　〃　　　　　） |

(9) 出産したとき

組合員又は被扶養者が出産（妊娠４か月以上の流産，死産，母体保護法による人工中絶を含む)したときは，下記の書類を提出

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 共　済 | 本人出産前 | 〇産前産後休業掛金免除の申出  　・産前産後休業掛金免除申出書 （共済支部HPよりﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ）  　・産前に係る特別休暇の申請書又は所属所が任命権者に提出する報告書等（写）  　・医師の診断書等（写） |
| 本人出産後  　　共　　済　　組　　合 | ○出産費等直接支払制度を利用した場合（共済組合が医療機関等へ支払う）  ・出産費・家族出産費等内払金支払依頼書（差額請求・附加金請求）  （共済支部HPよりﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ）  ・医療機関等発行の出産費用内訳を記した明細書・領収書（写）  ・医療機関等発行の直接支払制度を利用する旨の合意文書（写）  ＊50万円(産科医療補償制度対象分娩でない場合は48万8千円)を超える場合，その超過分を組合員が医療機関へ支払う。  50万円（48万8千円）に満たない場合，差額を組合員に給付する。  ○出産費等直接支払制度を利用しない場合（組合員が医療機関等へ支払う）  ・出産費・出産費附加金請求書 （共済支部HPよりﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ）  ・医師又は助産婦が発行する出生証明書（原本）  ・医療機関等発行の直接支払制度を利用しない旨の合意文書（写）  ・医療機関等発行の出産費用内訳を記した領収・明細書（写）  〇産前産後休業掛金免除の申出  　・産前産後休業掛金免除変更申出書 （共済支部HPよりﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ）  　・産後に係る特別休暇の申請書又は所属所が任命権者に提出する報告書等(写)  　・母子手帳等（写） |
| 退職後出産 | １年以上組合員であった者が退職後６か月以内に出産したときは，出産費が給付される。（他の被保険者となったときは除く） |
| 被扶養者出産 | ○出産費等直接支払制度を利用した場合（共済組合が医療機関等へ支払う）  ・出産費・家族出産費等内払金支払依頼書（差額請求・附加金請求）  （共済支部HPよりﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ）  ・医療機関等発行の出産費用内訳を記した明細書・領収書（写）  ・医療機関等発行の直接支払制度を利用する旨の合意文書（写）  ＊42万円を超える場合，その超過分を組合員が医療機関へ支払う。  42万円に満たない場合，差額を組合員に給付する。  ○出産費等直接支払制度を利用しない場合（組合員が医療機関等へ支払う）  ・家族出産費・家族出産費附加金請求書 （共済支部HPよりﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ）  ・医師又は助産婦が発行する出生証明書（原本）  ・医療機関等発行の直接支払制度を利用しない旨の合意文書（写）  ・医療機関等発行の出産費用の内訳を記した領収・明細書（写）  ・被扶養者認定申告書 （共済支部HPよりﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ）  ・被扶養者に係る添付書類（戸籍謄本の写等） |
| 互　助　会 | 本人出産 | ・出産補助金（本人）請求書 （共済互助会ｼｽﾃﾑより出力）  ・特別出産補助金請求書（第３子目以上） （　　　　　〃　　　　　）  ・住民票等確認できる書類（　〃　） |
| 配偶者出産 | ・出産補助金（配偶者・扶養有）請求書 （共済互助会ｼｽﾃﾑより出力）  ・出産補助金（配偶者・扶養無）請求書 （　　　　　〃　　　　　）  ・特別出産補助金請求書（第３子目以上） （　　　　　〃　　　　　）  ・住民票等確認できる書類（　〃　） |

(10) 育児休業をとったとき

組合員が育児休業をとったとき，下記の書類を提出

|  |  |
| --- | --- |
| 共済組合 | ・育児休業手当金請求書(Ａ)様式（月毎に提出）→教育事務所の給与担当者の証明が必要  （休業給付開始月のみ共済互助会ｼｽﾃﾑに入力。共済組合から請求書が送付される。）  ・育児休業等掛金免除申出書（休業時１回提出） （共済支部HPよりﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ）  育児休業中の共済組合掛金納入を免除 |
| 互 | 育児休業中の互助会掛金は免除（提出書類なし） |

　ア　掛金免除要件について

(ｱ) 育児休業等を開始した日と終了する日の翌日の属する月が異なる場合

　　　対象となる育児休業等の期間が１月以下である者については，期末手当等に係る掛金等は免除

対象外。１月超の育児休業等については，従来どおり月末時点に育児休業等を取得しているかど

うかで，賞与に係る掛金等の免除を判断。

(ｲ) 育児休業等を開始した日と終了する日の翌日の属する月が同一の場合

　当該月における育児休業等の日数として主務省令で定めるところにより計算した日数が14日以

上である場合については，例月分の掛金等は免除。14日以上の判定には，土日等の休日が含まれ

ていても差し引かない。

　　(ｳ) 連続する２以上の育児休業等をしている場合

　　　これに準ずる場合と定める場合を含め，その全部を１つの育児休業とみなして掛金の免除を判

断する。

(ｴ) 出生時育児休業（産後パパ育休）期間における掛金等の取扱い

　上記(ｱ)と同様。

(ｵ) 経過措置

別の子に係る育児休業等を引き続き取得した場合であって期間が連続している場合は，同一の

育児休業等とみなす。

　イ　育児休業等に係る掛金等の免除例

　　　R4.9.16(公共石)

育児休業期間中の掛金等の免除に係る改正についてを参照。

(11) 災害にあったとき

組合員が水震火災その他の非常災害によって住居又は家財に損害を受けたときは，その損害の状況に応じて災害見舞金（共済組合・互助会）が支給される。

提出書類 ・災害見舞金請求書 （共済互助会ｼｽﾃﾑより出力）

・罹災状況報告書等 （共済互助会ｼｽﾃﾑ－様式集より出力）

・災害状況報告書等

※　互助会の災害見舞金は共済組合への請求により自動給付

(12) 交通事故にあったとき

組合員やその被扶養者が交通事故等の第三者加害行為により負傷した場合の治療費については，本来，加害者が療養に要する費用を負担するものである。やむをえず，組合員証を使用する場合は必ず共済組合に連絡し，下記の手続きを取る。

(ｱ) 警察へ人身事故として届出

(ｲ) 速やかに共済組合へ連絡

(ｳ) 共済組合へ事故報告書等を提出

(ｴ) 共済組合から加害者へ損害賠償請求を行う。

※　組合員証を使用した場合は，共済組合が治療費を負担するのではなく，一時的に立て替え，後日被害者に代わって加害者もしくは保険会社に当該治療費を請求することになる。（損害賠償請求権の代行取得)

提出書類 ・事故報告書

・事故発生状況報告書

・損害賠償申告書

・自動車損害賠償責任保険等加入状況報告書

・交通事故証明書（自動車安全運転センター等発行）

(13) 病気やけがをしたとき

ア　組合員証を使用する診療（共済組合）

ほとんどの場合，組合員や被扶養者が病気やけがをしたときには，組合員証を病院などの窓口に提出することで，医療費の一部を負担（医療費の３割，被扶養者で未就学児は２割，70歳以　上75歳未満の方は２割又は３割）するだけで必要な治療が受けることができる。残りの医療費については共済組合から直接医療機関へ給付される。

組合員証を使用したときは，共済組合への請求手続は特に必要としない。また，自己負担部分が一定の金額を超えた場合には，後日共済組合から一部負担金払戻金又は家族療養費附加金として給付される。

(ｱ) 組合員の場合（一部負担金払戻金）

自己負担額－25,000円（※）（高額療養費として給付した分を除き，100円未満切捨て）

(ｲ) 被扶養者の場合（家族療養費附加金）

自己負担額－25,000円（※）（高額療養費として給付した分を除き，100円未満切捨て）

　　※上位所得者（標準報酬月額530,000円以上）は50,000円

イ　高額医療費の窓口負担について（共済組合）

あらかじめ「公立学校共済組合限度額適用認定申請書」を共済組合へ提出し，「限度額適用認定証」の交付を受け医療機関に提示すると，窓口での自己負担は高額療養費の自己負担限度額までとなる。

提出書類 ・公立学校共済組合限度額適用認定申請書　　　（共済支部HPよりﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ）

ウ　組合員証で受けられない診療

・公務中，通勤途上での病気やけが（「２\_方公務員の災害補償制度」参照）

・差額ベッド代

・基準看護の指定を受けている病院で，別に看護師を付けたときの費用

・健康診断，予防注射，虫歯の予防処理

・正常分娩による出産

・妊娠中絶（母体が危険な場合を除く）

・美容整形手術（けがをした後の処置を除く）

・初老期認知症や脳卒中などの老化に伴う病気により介護保険が適用となったとき

・その他の保険外診療

エ　共済組合へ提出書類が必要な診療

・旅行中の急病などで組合員証を提示できなかったとき （診療報酬明細書・領収書（共に原本））

・組合員資格取得の手続き中で，組合員証が発行されていなかったとき

（　　　 　　　　〃　　　　 　　　）

・保険医療機関のない地域で治療を受けたとき （　　　 　　　　〃　　　　 　　　）

・海外で治療を受けたとき （診療内容明細書，領収明細書，領収書原本）

詳細は共済組合HPを参照

※　治療目的のために渡航し，外国で治療を受けた場合は認められない。

・病院などで行われていない次の準医療行為などで，医師が治療上必要と認めたとき

はり・きゅう・あんま・マッサージ （医師の同意書・診療報酬領収済明細書）

治療用装具の購入 （装着必要証明書，領収書）

提出書類 ・上記添付書類

・療養費・一部負担金払戻金請求書又は家族療養費（附加金）請求書

（共済互助会ｼｽﾃﾑより出力）

オ　医療補助金（互助会）

(ｱ) 自己負担金補助（※市町等から助成がある場合は給付しない。）

以下で求めた金額が給付される。

ａ　会員の場合

医療費×３／10－公立学校共済組合等一部負担金払戻金相当額－14,000円

(100円未満切捨て，11,000円を限度に給付)

ｂ　被扶養者の場合

医療費×３／10－公立学校共済組合等家族療養費附加金相当額－14,000円

(100円未満切捨て，11,000円を限度に給付)

(ｲ) 入院補助

会員又はその被扶養者が入院したときは，１日につき700円が給付される。

ただし，入院期間180日を限度とする。

提出書類 ・(ｱ)，(ｲ)については必要なし（自動給付）

共済組合員以外の会員は，医療補助金請求書（互助会HPよりﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ）及び領収書を要する。

カ　介護料（互助会）

(ｱ) 会員又は会員の配偶者及びその被扶養者である子が入院し，医師の診断により介護が必要と認められた場合で，同居家族でない介護者を付き添わせ，介護料を支払ったときは，介護料補助として，１日につき3,000円（他から補填のあった場合は，その金額を控除）を限度として給付される。

(ｲ) 会員又は配偶者の被扶養者である父母が，病気により家庭又は医療機関で，家族でない介護者を付き添わせ，介護料を支払ったときは介護料補助として，１日につき3,000円（他から補填のあった場合は，その金額を控除）を限度として給付される。ただし，１年度内90日を限度とする。

提出書類 ・医療補助金(介護料)請求書 （互助会に連絡）

・介護者の領収書

キ　治療費補助（互助会）

会員が健康保険法適用外で病気治療の目的で，はり・灸・あんま・指圧・マッサージ（病気治療）を受けたとき１回1,000円が給付される。ただし，１年度内10回を限度とする。

提出書類 ・医療費補助金(治療費補助)請求書 （共済互助会ｼｽﾃﾑより出力）

・治療目的の施術であることがわかる施術所の領収書（フルネーム）

(14) 子どもが小中学校へ入学，中学校を卒業したとき（夫婦とも会員の場合は両方とも請求可）

会員の子どもが小・中学校へ入学したとき又は中学校を卒業したときは，子ども一人につき入学祝品として10,000円が給付される。

提出書類 ・入学卒業祝品（小学校入学）請求書 （共済互助会ｼｽﾃﾑより出力）

・入学卒業祝品（中学校入学）請求書 （　　　　　〃　　　　　）

・入学卒業祝品（中学校卒業）請求書 （　　　　　〃　　　　　）

(15) 給料が支給されなくなったとき

共済組合や互助会では公務以外の傷病，出産,育児休業などの事由で休職，休業，欠勤し，給料　の一部又は全部が支給されなくなった組合員や会員のため，次のような給付制度を設けている。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 手当金の種類 | 内　　　　　容 | 提出書類 |
| 共　　　済　　　組　　　合 | 傷病手当金 | 公務外の傷病のため勤務することができない場合において，給料の一部又は全部が支給されなくなる場合 | ・傷病手当金請求書  （休業給付開始月のみ共済ｼｽﾃﾑ出力。共済より請求書が送付される。） |
| 育児休業手当金 | 「(10)育児休業をとったときの欄」参照 |  |
| 介護休業手当金 | 組合員が家族の介護をするために介護休業をとり，給料の一部又は全額が支給されなくなった場合 | ・介護休業手当金請求書  （休業給付開始月のみ共済ｼｽﾃﾑ出力。共済より請求書が送付される。）  ・休業月の給料明細書の写し  （学校長の原本証明が必要）  ・給料減額に係る介護休暇・部分休業取得整理票の写し |
| 出産手当金 | 組合員が出産のため勤務できず，給料が支給されなかった場合 | ・出産手当金請求書  （共互ｼｽﾃﾑより出力） |
| 休業手当金 | 被扶養者の病気やけが，出産，災害，結婚，葬祭，看護などで欠勤し給料が支給されなかった場合 | ・休業手当金請求書  （共互ｼｽﾃﾑより出力） |
| 互　　　助　　　会 | 無給与休職者  見舞金 | 会員が心身の故障により休職を命ぜられ，公的機関から給付金等が支給される場合 | ・無給与休職者見舞金請求書  （共互ｼｽﾃﾑより出力） |
| 傷病見舞金 | 重度の傷病を受け退職した場合  業務に従事することはできるが身体が旧に復しない場合 | ・傷病見舞金請求書  （共互ｼｽﾃﾑより出力）  ・医師の診断書 |
| 介護休暇給付金 | 会員が介護休暇の承認を受けた場合  ただし，他から同様の給付を受けているときは，その額を控除 | ・介護休暇給付金請求書  （共互ｼｽﾃﾑ様式集より出力）  （互助会HPよりﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ）  ・休暇取得整理表（写） |

(16) 資金を必要とするとき

共済組合と互助会では資金を必要とする組合員や会員のために貸付制度を設けている。

貸付の種類

ア　共済組合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 貸付種別 | 貸付事由の要旨 | 最高限度額 |
| 一般貸付 | 組合員が臨時に資金を必要とする場合 | 200万円 |
| 特別貸付 | 引き続き組合員期間が６か月以上ある任期付等の組合員が臨時に資金を必要とする場合 | 200万円 |
| 住宅貸付 | 組合員が自己の用に供するための住宅の新築，増築，改築，移築，修理，購入若しくは借入れ又は住宅の敷地の購入，借入れ若しくは補修をするため資金を必要とする場合 | 1,800万円 |
| 住宅災害貸付 | 組合員が自己の用に供している住宅又は敷地が水震火災その他の非常災害を受け，新築等をするため資金を必要とする場合 | 1,900万円 |
| 介護構造部分貸付 | 組合員が要介護者に配慮した構造を有する住宅の新築等をするため資金を必要とする場合 | 300万円 |
| 教育貸付 | 組合員，被扶養者又は被扶養者でない子，孫若しくは兄弟姉妹が小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校，大学，高等専門学校，専修学校又は各種学校に入学又は修学するため資金を必要とする場合 | 550万円 |
| 災害貸付 | 組合員又はその被扶養者が非常災害を受けたため資金を必要とする場合 | 200万円 |
| 医療貸付 | 組合員，被扶養者又は被扶養者でない配偶者，子，孫，兄弟姉妹若しくは父母が医療を受けるため資金を必要とする場合 | 120万円 |
| 結婚貸付 | 組合員又は子が結婚をするため資金を必要とする場合 | 200万円 |
| 葬祭貸付 | 組合員が被扶養者又は被扶養者でない配偶者，子，孫，兄弟姉妹若しくは父母の葬祭を行うため資金を必要とする場合 | 200万円 |
| 高額医療貸付 | 組合員，再任用組合員若しくは任意継続組合員が高額医療費の支給の対象となる療養に係る支払いのため資金を必要とする場合 | 高額医療費  相当額 |
| 出産貸付 | 組合員，再任用組合員若しくは任意継続組合員が出産費又は家族出産費の支給の対象になる出産にかかる支払いのため資金を必要とする場合  ただし，出産費等の直接支払制度を利用するときは，貸付けを受けることはできない。 | 出産費等  相当額 |

提出書類 各種貸付申込書及び貸付借用証書 （共済互助会ｼｽﾃﾑより出力）

個人情報に関する同意書 （共済支部HPよりﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ）

借入状況等申告書 （　　　　　〃　　 　　　）

貸付種別ごとの添付書類

イ　互助会

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 貸付種別 | 貸付事由 | 最高限度額 |
| 生活資金 | 臨時に資金を必要とするとき | 100万円 |
| 自動車購入資金 | 会員が自己の自家用車を購入するため資金を必要とするとき | 200万円 |
| 結婚資金 | 会員又は会員の子・孫・弟妹が結婚するため資金を必要とするとき | 200万円 |
| 教育資金 | 会員又は会員の子・孫・弟妹が高等学校以上の学校に入学・修学するため資金を必要とするとき | 200万円 |
| 子育て支援資金 | 会員又は会員の配偶者が，妊娠180日以上経過した後に出産・育児のために当座の資金を必要とするとき | 50万円 |
| 通勤手当資金 | 会員が自宅から勤務先への往復に利用する公共交通機関の定期券を購入するために臨時の資金を必要とするとき | 定期券の購入費用を限度に７万円以上 |
| 住宅資金 | 会員が自己の住宅を新築，改築，増築，購入，修理又は住宅の敷地を購入するため資金を必要とするとき | 50～300万円と５年後の退職一時金に200万円を加算した額とのどちらか低い方 |
| 特別住宅資金 | 会員が自己の住宅を新築又は購入するため資金を必要とするとき | 50万円～100万円 |

提出書類 ・各種貸付申込書及び借用証書 （共済互助会ｼｽﾃﾑより出力）

・貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書 （互助会HPよりﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ）

・貸付種別ごとの添付書類

※臨時的任用職員，再任用職員及び育児休業代替職員の会員の貸付額は，任期内に償還可能な額とし，全貸付種別の総額の上限を20万円とする。（申込みには，辞令の写しの提出が必要）

(17) 永年勤続をしたとき

会員期間25年に達したとき，互助会より慰労品として30,000円分の旅行宿泊券が給付される。

提出書類 ・永年勤続慰労品請求書 （互助会HPよりﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞも可）

・永年勤続慰労品調書 （　　　 　　〃　　　　　　）

(18) 退職後の療養について

任意継続組合員制度

退職日前日まで引き続き１年以上組合員であった者が退職時に希望し，退職後２年間まで在職中とほぼ同様の短期給付を受け，一部の福祉事業を利用することができる制度

提出書類 ・任意継続組合員申出書 （共済組合石川支部HPよりﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ可）

※　退職した日から20日以内に申し出て，その組合員に応じた掛金を納入することが必要